

令和4年8月定例総会

令和4年8月5日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和4年度第5回土佐清水市農業委員会議事録

1.開催日時 令和4年8月5日(金) 午後3時～午後3時40分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3.出席委員(12人)

会長	1番	上野 貴生
農業委員	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	4番	池 俊伸
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	7番	宮上 昌三
	8番	岡田 弘重

4.欠席委員(1人)

4番 池田 克彦

5.議事日程

議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)の意見徴収
について

議案第 4 号 その他の件について

① 次回開催日

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、8月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、池田委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）の意見徴収について

議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

3番 尾崎委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議についての審議を行いますが、この議案は岡崎委員に関係する議案となりますので、岡崎委員の退席を求めます。

【確認】

岡崎委員の退席を確認

議長
(上野会長)

それでは、議案第1号について、担当者より説明を求めます。

事務局
早川

それでは、議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから6ページをご確認ください。

まず1ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおりで、地目は畑、現況も畑となっており、面積は1,344㎡のうち42.8㎡です。申請地の位置は、2～3ページをお願いします。宗呂上にある宗呂簡易郵便局からから直線で約300m北西にあります。

転用の目的は、お墓の納骨堂建設のためであり、理由については、現在の墓地が遠いため、家の近くに納骨堂を建設したいという理由で、年々高齢となり、家の近くにお墓を建設したいとのことであり、自己所有地の中では、申請地が最適とのことです。

資金調達については、自己資金により建築する。参考事項で、隣接地の方の同意書ももらっています。

2～3 ページは、位置図を記載しております。

建設予定地の北側は道で、東側は畑、西側と南側は自己所有地の畑となっております。

現況写真については、4 ページをご覧ください。

5 ページに、土地利用計画図を記載しております。お墓ですので、東側の農地の隣接地の方の同意書ももらっており、周囲の農地への日照及び排水に影響がでる建築物でもありません。

6 ページをお願いします。

意見書（案）について、説明いたします。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、記載のとおりです。

事業計画について、着工予定日は、許可日から 12 月 31 日の間で工事することとなっております。

農地の区分については、県にも確認し、農業振興地域外で農地の広がり 10 ha 未満であり、生産性の低い農地のため、その他の農地で、第 2-1-(1)-(カ)-(ア)の区分に該当し、甲種、第 1 種、第 3 種のいずれにも該当しない農地となります。

転用の面積ですが、申請の面積 42.8 m^2 、その割合は 100%です。

検討事項の 1、農地の区分と転用目的について、

申請土地が、周辺に第 3 種農地を含む代替地がありませんでしたの

で、意見は「適当」としています。

2の資力及び信用については、自己資金により建築するとなっており、預金通帳の写しで確認しており、「適当」としております。

3の項目については、該当ありません。

4と5について、墓地を立てるための同意書を4名の方からもらい、市役所（市民課、まちづくり対策課）の墓地の経営許可もおりているため、「确实」としています。

6の農地以外の土地の見込みについては、墓地として利用するため、「确实」としています。

7の計画面積の妥当性については、お墓の建築面積は9㎡、進入路33.8㎡、合計42.8㎡となっており所要面積は、「適当」としています。

8の項目については、該当ありません。

9の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水については、地下浸透式であり、日照も周辺農地への問題はないとしています。

10の一時転用については、一時転用ではないため「適当」としています。

申請に係る土地と都市計画との関係は「計画区域外」、農業振興地域

整備計画との関係は、「振興地域外」、「農用地区域外」となります。

以上の申請が6月28日付けであり、同日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、上野委員に現地の確認を行ってもらっています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

上野委員

7月8日に事務局と現地確認を行いました。墓地は、人家も遠いので、周辺に対して影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

事務局にお伺いしたいのですが、畑から地目は変わらないのですか？

事務局
早川

地目は変更する必要があるありますが、お墓の場合、実際には、地目の変更手続きまではしていないと聞いています。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、岡崎委員の入室を許可し、着席後に次の議案の審議を行います。

【確認】

岡崎委員の入室を確認

議長
(上野会長)

次に移ります。

議案第2号農地法第5条の申請に係る意見の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
早川

それでは、議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について、説明いたします。7ページから12ページをご確認ください。

まず7ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおりで2筆あり、地目は田、
現況も田となっており、面積は合計で429㎡です。申請地の位置は、

8ページをお願いします。足摺岬の市営駐車場から北東に約80mの
ところでは、足摺岬小学校からは、北に約180mの場所となります。

転用の目的は、住宅建築のため所有権移転をしたいものであり、理由
については、家を新築するためとのことであり、譲渡人（親戚）が本

市に帰ってくることもないため、譲渡人から申請地を購入してほし

いとの話があり、現在、居宅している家は申請者（譲受人）の父が建
築した家で老朽化しているため、今回、家を建設したいとのことで

す。資金調達については、自己資金により建築する。

不動産の売買契約が締結され、土地代も支払い済みとのことです。

参考事項で、隣接地の農地は、譲渡人の土地でもあり、同意書をもら
っており、日照及び排水について、周辺に被害がないように対策する

となっています。

8～9ページは、位置図を添付しています。

現況写真については、10ページをご覧ください。

11ページに、事業計画図を添付しております。上側が西になり、市

営住宅があり、下側が市道、右側が宅地で家が建っており、左側の農地の隣接地の方（譲渡人）の同意書をもってあります。排水については、雨水は集水桝から市道の側溝に流し、生活排水も合併浄化槽から市道の側溝に流す計画となっています。

12 ページをお願いします。

意見書（案）について、説明いたします。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、記載のとおりです。

事業計画について、着工予定日は、許可日から 12 月 20 日の間で工事することとなっております。

農地の区分については、先ほどの第 1 号議案と同様、その他の農地となります。

検討事項の 1、農地の区分と転用目的について、

申請土地が、周辺に第 3 種農地を含む代替地がありませんでしたので、意見は「適当」としてあります。

2 の資力及び信用については、自己資金により建築するとなっており、銀行の残高証明で確認しており、「適当」としてあります。

3 の項目については、該当ありません。

4 の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、関係機関との協議等整っているため、「確実」としてあります。

5の行政庁の免許、許可、許可等の処分の見込みについては、建築確認は準備中で、市役所まちづくり対策課の道路工事許可、道路占用許可の申請済でありましたので、「确实」としています。

6の農地以外の土地の見込みについては、宅地として利用するため、「确实」としています。

7の計画面積の妥当性については、一般住宅は500㎡以内(429㎡)で必要最小限度の転用となっており、「适当」としています。

8の項目については、該当ありません。

9の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、周辺農地の所有者の同意もあり、日照及び排水についても周辺農地への問題はないとしています。

10の一時転用については、一時転用ではないため「适当」としています。

以上の申請が7月12日付けでありまして、同日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっており、その時に建物以外の庭の植木等の工事の一部がされていることを確認しました。10ページの現況写真を見てもらうと分かります。

許可前に工事をする事は、農地法に違反していますので、申請者に

工事を中止するように説明し、罰則についても説明しました。その後、申請者から始末書が提出されております。その内容は、今年の2月頃、擁壁工事くらいは良いだろうと思い込んで、コンクリートで擁壁を作り、庭木を植えており、今後は、一切このようなことはいたしませんので、今回だけは穏便に済みますよう、お取り計らいくださるようお願いいたしますとの始末書の提出がありました。

以上、申請書の内容どおりとなっていない部分がありますが、申請書類に不足はありませんので、今回の案件となっております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

坂本委員

事務局と現地確認に行ってきました。事務局の説明どおりです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

この写真を見たら、すでに建ってもいい状態で、申請者も司法書士も知らないはずはないと思うが、始末書を出すのが手やから、しょうがない。

岡崎委員

7ページの現況の地目は、もうすでに造成されているのに田になるんですか？ 田と書いたらいかんがやないのですか？

事務局
早川

現況の田の部分ですが、税務課の課税する1月1日時点の現況が「田」でありますので、「田」と記載しています。

岡崎委員

ほとんどの方が農地法を知らないと思います。
出来るだけ、同様の話しがきたら、農業委員の方もやる前に、こうしたらいいんじゃないかと助言してあげたらいいと思います。

議長
(上野会長)

他にありませんか。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号農地法第5条の申請に係る意見の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。

事務局
早川

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第3号土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）

の意見徴収について、担当者より説明を求めます。

それでは、議案第3号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）の意見徴収について、説明いたします。

13 ページから 16 ページでご確認ください。

13 ページから説明します。

区域から除外を申し出る土地の概要について、場所は、記載のとおりです。位置は、14～15 ページをお願いします。申請地は、斧積区長場の南西約 40m のところです。地目は畑、現況は雑種地、面積が 374 m²中の 4 m²となっています。登記名義人、申請者については、記載のとおりです。

除外申し出の内容について、申請地は、携帯の基地局用地として申請があったもので、本件については、農地法第5条の転用許可を要しない案件ではありますが、転用部分 4 m²のみ農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外が必要となる案件になります。

14～15 ページに位置図、16 ページに現況写真を記載しています。

以上の申請を6月16日に受付を行っております。

今回の案件については、池委員に現地の確認を行ってもらっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

池委員

事務局と現地確認に行きました。事務局が説明したとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

弘田委員

申請地は問題ないです。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）の意見徴収について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第4号 その他の件について

①次回開催日について

次回の定例総会は、令和4年9月9日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで8月定例総会を閉会といたします。